

1. 雇用の基盤づくり

1. 「雇用」の基盤づくり

厳しい雇用情勢の中で、「新成長戦略」を踏まえ、「新卒者雇用に関する緊急対策について」に示された取組や、若年者を中心とした雇用対策を講じつつ、潜在的な需要を有する分野(子育て、医療・介護、環境、情報通信、農業、林業等)において、「新しい公共」の考え方に立ち、NPO等も活用しながら、雇用戦略の取組を推進する。

また、中小企業の金融支援を通じて、雇用の確保を図る。

新卒者雇用・特命チーム取りまとめ(平成22年8月30日)

< 具体的な施策 >

- (1) 新卒者雇用に関する緊急対策
- (2) 雇用創造・人材育成の緊急支援
- (3) 中小企業に対する金融支援

新卒者雇用の現状

就職が決まらないまま卒業する者が約**7.5万人**存在。

【新規大卒者等（4月1日現在）】就職希望者のうち、内定が得られていない者：6.6万人（前年同期2.9万人増）

【新規高卒者（3月末現在）】就職希望者のうち、内定が得られていない者：0.9万人（前年同期0.2万人増）

この他にも留年等の者が11.7万人（20年度から1.8万人増）

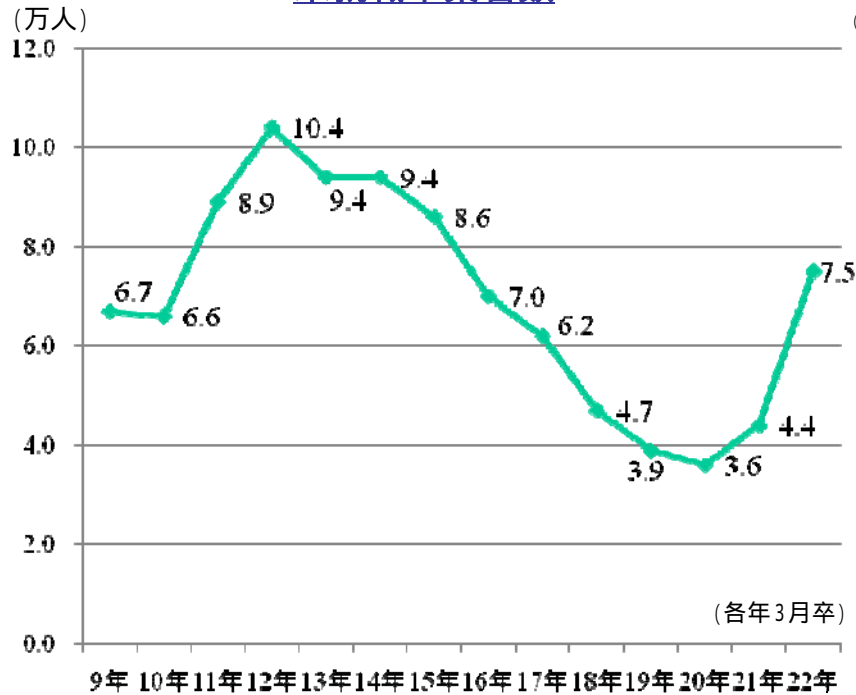
今春卒業の新卒者の就職環境は、非常に厳しい。

【新規大卒者（4月1日現在）】就職内定率：91.8%（前年同期3.9ポイント減、平成8年度調査開始以来、2番目に低い水準）

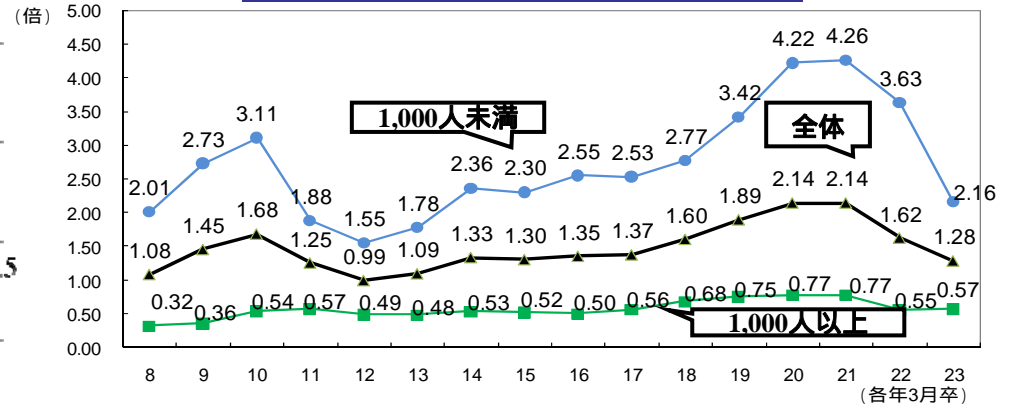
【新規高卒者（3月末現在）】就職内定率：93.9%（前年同期1.7ポイント減、昭和52年3月卒以来、7番目に低い水準）

中小企業については大きなミスマッチがある。

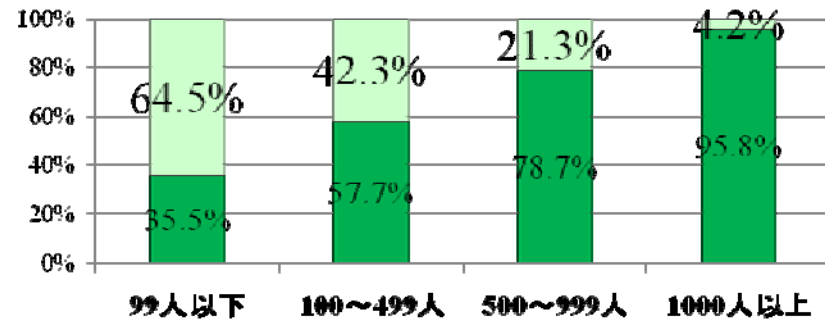
未就職卒業生数



従業員規模別大卒求人倍率の推移



従業員規模別高卒求人充足割合



(資料出所) 「大学等卒業予定者就職状況調査」(厚生労働省・文部科学省)及び「職業安定業務統計」(厚生労働省)

□ 未充足分
■ 充足分

充足率 = 就職者数 / 求人数
平成21年3月新規卒者(高校)について平成21年6月末までの間に公共職業安定所及び学校において取り扱った求人の状況

(資料出所) 「職業安定業務統計」(厚生労働省)

新卒者就職実現プロジェクト

① 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

ハローワークにおいて、事業主に対し既卒者の応募機会の拡大の周知・啓発を行うとともに、少なくとも卒業後3年以内の大卒者等も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給する。これにより、既卒者の新卒者枠による採用の普及促進を図る。

新たに新卒3年以内という目安を設け、指導のみならず助成金というインセンティブを付与することにより、既卒者の新卒枠による採用の普及促進を図るはじめての制度

対象者： 大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者（平成19年4月以降に卒業した者）

支給対象事業主：

少なくとも卒業後3年以内の既卒者（平成19年4月以降に卒業）も対象とする求人を提出し、ハローワークからの紹介により、卒業後3年以内の既卒者を正規雇用として雇い入れた事業主

② 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため有期雇用で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給し、新卒者の受入れに係る負担を軽減し、採用インセンティブを高めるとともに、正規雇用への移行の促進を図る。

対象者： 未内定の大学生、高校生等(平成19年4月以降の卒業生)

支給対象事業主：

奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークからの紹介により、原則3か月の有期雇用を経て未就職卒業者を正規雇用として雇い入れた事業主

高卒・大卒就職ジョブサポーターの活用による新規学卒者への就職支援

< 高校 > **高卒就職ジョブサポーターが支援**

高卒就職ジョブサポーターは、主として高校等に出向き、個別の職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施。

(ハローワークにおける主な支援内容)

- 適正な労働条件確保のための求人内容の確認、
- 求人確保及び求人情報の提供
- 職業指導(職業適性検査、職業情報の提供等)
- 就職面接会等の開催
- 未内定者等に対する個別支援(職業相談・職業紹介)、保護者への周知・啓発



高校生を求人企業に引率

< 大学、短大、専門学校等 > **大卒就職ジョブサポーターが支援**

大卒就職ジョブサポーターは、大学等に対し、担当者制の導入等、学校と緊密な連携の下、大学訪問等による未内定者の早期把握、キャリアセンター担当者に対する支援、学生に対する個別支援(エントリーシート作成指導、面接指導、応募先の選定等)、就職面接会の開催支援等を実施。

また、新卒応援ハローワーク等において、以下の支援を実施。

(新卒応援ハローワーク等における主な支援内容)

- インターネットを通じた広域的な求人情報の提供、中小企業とのマッチング、求人開拓
- 就職支援セミナー、就職面接会等の開催
- 希望者に対する個別支援(エントリーシート作成指導、面接指導、応募先の選定等)、保護者への周知・啓発

【就職支援体制の強化】

	緊急雇用対策 (平成21年10月23日)	緊急経済対策 (平成21年12月8日)	経済対策 (平成22年9月10日)
高卒就職ジョブサポーター	474人	532人(+58人)	779人(+247人)
大卒就職ジョブサポーター	56人	86人(+30人)	149人(+63人)
合計	530人	618人(+88人)	928人(+310人)

倍増!

(注) ジョブサポーターには、大学等での就職支援担当や企業の人事労務担当の経験者、キャリアカウンセラーの資格を有する者等がなっている。

パーソナル・サポート・モデル事業の実施

自立に向けて特に個別かつ継続的な支援を必要とする求職者に対して、パーソナル・サポーターが、本人の立場に立って、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型・伴走型の支援を行う。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金

求職者総合支援センター

国(ハローワーク)

就職支援ナビゲーターの配置
職業相談・職業紹介、求人情報の提供等

一体的に実施

都道府県(又は政令指定都市、中核市等)

生活・就労に関する相談支援

パーソナル・サポーターの配置(NPO委託可)

個別的・継続的な支援

- * 支援対象者の生活・就労に関する相談
- * 各種支援制度の利用に関するコーディネート
- * 求職活動に関する支援(職業相談窓口への誘導、講習・職場体験実習等) など

協議・連絡調整等

福祉関係機関

地方自治体

各種支援団体等

労働局・ハローワーク

職業能力開発機関

重点分野雇用創造事業の拡充

概要

雇用情勢が依然厳しい状況にあること、とりわけ未就職卒業者を含めた若年者の就職環境が厳しいことにかんがみ、介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の成長分野における雇用の更なる拡大を図るため、重点分野雇用創造事業を積み増し、早急に追加の事業を開始する。

拡充内容

雇用の更なる拡大を図るため、事業費を積み増し、早急に事業を実施

事業の実施に当たっては、特に就職環境が厳しい状況にある未就職卒業者を含む若年者の雇用機会の創出や人材育成を図るとともに、介護・医療分野における人材育成を図るため、以下 及び の事業を重点的に推進。

若年者を対象とする事業の推進

未就職卒業者やフリーター、ニート等を含む40歳未満の若年者を雇い入れて行う事業を推進。募集・採用の際に若年者のみを対象とした事業の実施が可能。雇用期間は1年以内。1回更新可能。

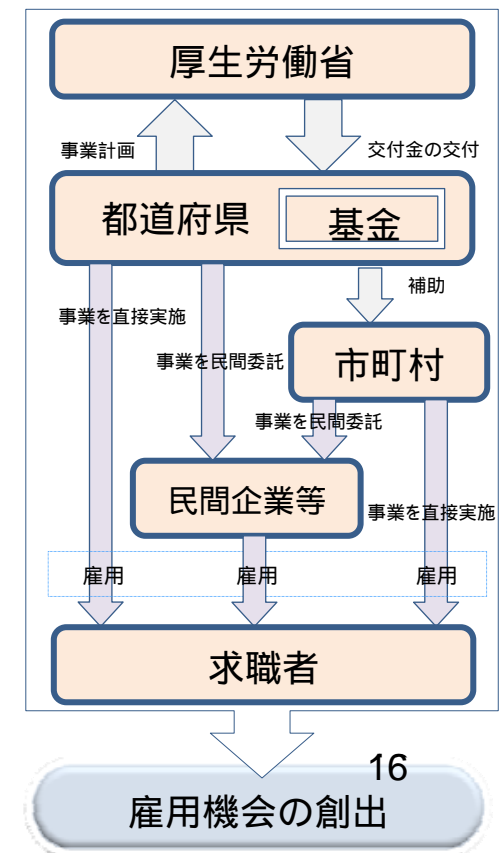
介護・医療分野の人材育成事業の推進

地域の実情に応じた介護・医療分野の人材を育成するための事業を推進。
事業例 ・ホームヘルパー等の有資格者であって、介護現場における実務経験がない者等を雇用し、実務経験を付与する事業（基金訓練により資格を取得した者も対象となり得る。）
・ホームヘルパー等の資格取得や医療クラークの育成を支援する事業（介護雇用プログラム等）

参考：現在の重点分野雇用創造事業

【実績】雇用創出数55,222人（21年度実績+22年度計画数；22年8月16日時点）

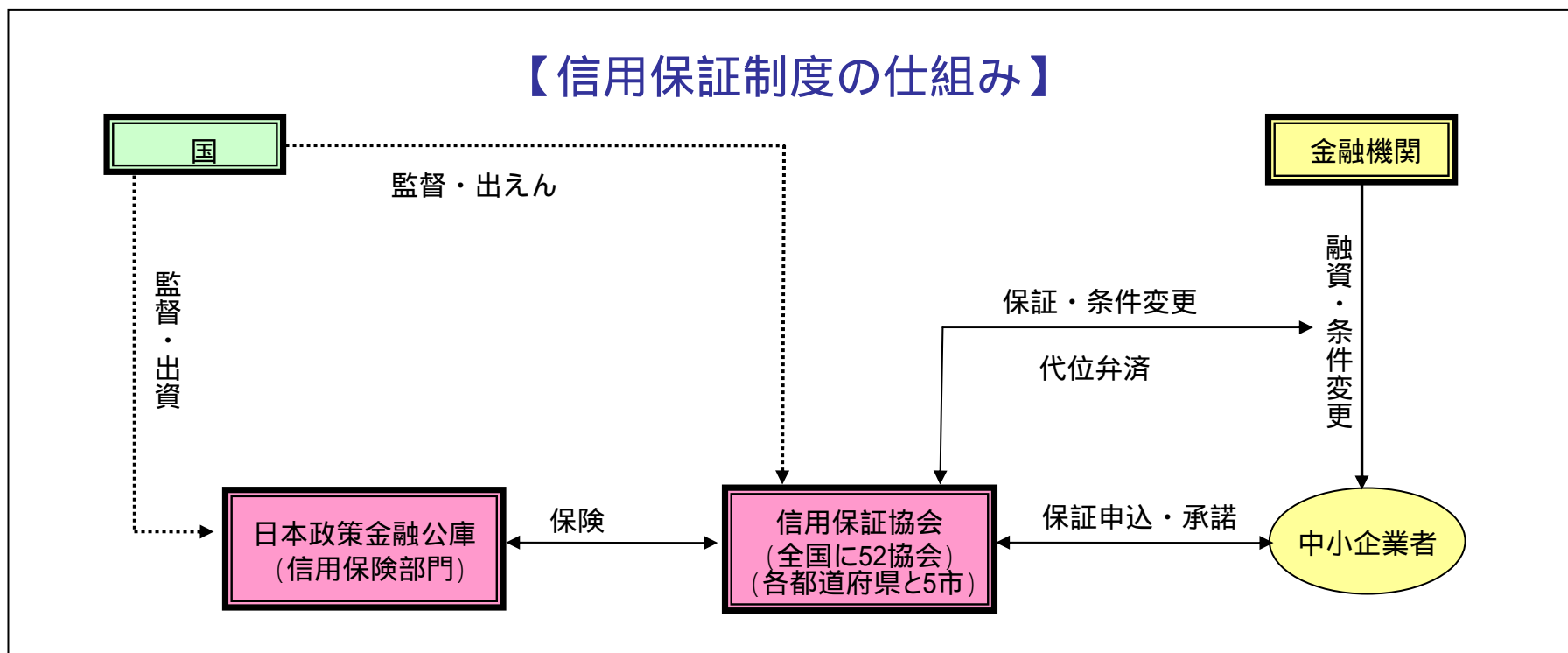
- ・雇用情勢が厳しい中で、地域における雇用創出のために各都道府県に造成した基金を活用し、介護、医療、農林、環境等成長分野での雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成。
- ・「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施
- ・事業規模：1,500億円（21年度2次補正・一般会計、22年度末まで）
- ・実施主体：地方公共団体から民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託又は地方公共団体が直接実施
- ・雇用期間：1年以内



信用保証協会による 保証付き貸付の返済負担の軽減

円高等の厳しい経済環境の下、信用保証協会の保証付き貸付について、中小企業の当面の返済負担軽減に対応できるよう、条件変更の実績を勘案し、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化する。

【信用保証制度の仕組み】



「投資」の基盤づくり

円高の進行・長期化による地域の工場や、本社機能等の海外移転、雇用の国内空洞化を食い止めるとともに、中小企業の海外販路開拓支援を図り、環境にも配慮した国内投資の再強化に向けた総合的な取組を推進する。

< 具体的な施策 >

- (1) 低炭素型雇用創出産業立地支援の推進
- (2) 中小企業等の高付加価値化、販路開拓等の緊急支援
- (3) 新たなPPP・PFI事業の案件形成支援

低炭素型雇用創出産業立地支援の推進

事業の内容

将来の大きな成長と雇用創出が期待できる「グリーン産業」(エコカー、リチウムイオン電池、LED(発光ダイオード)などの環境関連技術分野)の国内での工場立地を支援する事業を推進する。

事業イメージ

エコカー、リチウムイオン電池、LEDなどのグリーン産業
(製品メーカー及び部材メーカー)

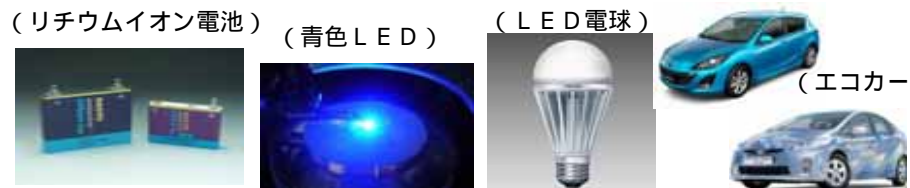
第三者委員会による審査

国内の設備投資への補助(中小: 1/2、大・中堅: 1/3)

前回の制度から見直す点

エコカーなど対象分野を拡大し、将来の大きな成長と雇用創出が期待できる分野での国内工場立地支援を積極的に行う。

補助金上限額を50億円から150億円へ引き上げ。
特に経営環境の厳しい企業に対しては、例外的な措置として、収益納付を求めない。



低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金の成果 (21年度2次補正: 約297億円)

低炭素型産業における製品又はその部材の製造について、当該企業の国内の設備投資に対して、**一定規模以上の雇用創出と4年間の維持を条件に**、費用の1/2又は1/3を補助。

これまでの実績

【民間投資の呼び水】

補助額の**約5倍**に及ぶ設備投資(1,400億円)の呼び水となった

【新たな雇用の創出】

すそ野産業を含め、30都道府県にわたって**1万7,500人の雇用を創出**

最低でも**4年間以上の安定的な雇用**を創出。

【新たな需要の創出】

すそ野産業に対し、毎年**3,000億円の需要**を創出。

